

## 大阪府条例第十三号

大阪府特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成十年大阪府条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理の特例) 第二十三条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市及び堺市を除く）、町及び村の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一二十九 （略）</p>	<p>(事務処理の特例) 第二十三条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市及び堺市を除く）、町（<u>島本町</u>を除く）及び村の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一二十九 （略）</p>

### 附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。